

静岡県公立大学法人経営審議会及び教育研究審議会の委員の報酬等に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 11 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日、令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人経営審議会及び教育研究審議会（以下「審議会」という。）の委員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員の報酬)

第 2 条 審議会の委員の報酬は、日額 11,500 円とする。

(費用弁償)

第 3 条 委員が審議会に出席するため旅行をした場合は、その費用を弁償する。この場合においては、静岡県公立大学法人職員旅費規程（平成 19 年規程第 4 号）の例による。

(調整)

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、法人の役員又は職員が審議会の委員となった場合には、報酬及び費用弁償は支給しない。

2 第 2 条に規定する報酬は、委員が審議会を欠席した場合には、支給しない。

3 委員が報酬又は費用弁償を受けないことを申し出た場合は、報酬又は費用弁償は、支給しない。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員の報酬等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。